

平成4年度 福島県教育センター研修事業計画

学 習 指 導 部

1. 研修事業について

福島県教育委員会策定の平成4年度福島県公立学校「教職員現職教育計画」に基づき、各学校をはじめ関係機関では、それぞれの研修事業の計画がなされています。福島県教育センターでは、教職員研修の体系の一つである基本研修と所管研修である専門研修の講座を実施します。

基本研修は、昨年度から小学校、中学校、高等学校のすべてで実施されるようになった初任者研修、教職経験5年の教員が対象の経験者研修Ⅰ、教職経験10年の教員が対象の経験者研修Ⅱが悉皆研修として位置づけられています。また、内容は教科指導を中心に当教育センターの機能と施設・設備を生かし、生徒指導・教育相談、情報リテラシー等の研修も組み入れています。

一方、専門研修では、講義のほかに実験・実習、観察、製作、演習、研究協議などによって教科及び教科外の専門的な内容を研修します。希望者による研修が主ですが、例えばオーラル・コミュニケーション講座のように、学習指導要領改訂の趣旨を踏まえて国際化社会への対応のために設けられ、一部該当者が悉皆研修の講座もあります。

(1) 基本研修について

基本研修には、初任者研修、経験者研修Ⅰ、経験者研修Ⅱがありますが、これらは

小学校、中学校、高等学校の教員とも該当者全員が対象になります。

① 初任者研修

本年度採用の新任教員が、教科、生徒指導・教育相談、及び教職一般等についての研修を行い、実践的指導力と教員としての使命感を深めるとともに、資質の向上を図ることを目的とした研修です。

② 経験者研修Ⅰ

教職経験5年の教員が、教科指導を中心に、生徒指導・教育相談、情報リテラシー等について研修を行い、教科の専門的な知識・能力の深化を図るとともに、職務遂行能力の向上を図ることを目的とした研修です。

③ 経験者研修Ⅱ

教職経験10年の教員が、教科経営を中心に、生徒指導・教育相談、情報リテラシー等について研修を行い、教育活動全般にわたる広い視野に立った力量の向上を図ることを目的とした研修です。

(2) 専門研修について

専門研修には、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの系列がありますが、専門研修Ⅰは新しい学習指導要領の実施に伴う趣旨説明等の内容を中心に、本庁主管で行われます。

当教育センターでは、ⅡとⅢの系列のものを開催し、それぞれの専門性の向上・深